

兵庫県公報

令和元年12月20日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	17
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	33

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第7号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うこととした。

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
令和元年12月20日

兵庫県公営企業管理者 片山 安孝

兵庫県企業庁管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。
第6条の3第1項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

附則

（施行期日等）

- この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）は、令和元年6月1日から適用する。
（期末手当及び勤勉手当の内払）
- 改正後の管理規程の規定を適用する場合には、この管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年12月20日

兵庫県病院事業管理者 長嶋 達也

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程及び病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改

正する管理規程

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第12条第1項第3号中、「前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額(その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号に次のように加える。

ア 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、交通機関等又は自動車等に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額(その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 通勤のために使用する自動車等を駐車するための駐車場で給与規則第29条の2で定めるもの(以下このイにおいて「駐車場」という。)を利用してその料金(以下このイにおいて「駐車料金」という。)を負担する場合にあっては、支給単位期間につき、給与規則第28条の4で定めるところにより算出した支給単位期間の駐車料金の額の2分の1に相当する額(ア)において「駐車料金2分の1相当額」という。)(次のア)又は(イ)に掲げるときにあっては、当該ア)又は(イ)に定める額)

(ア) 駐車料金2分の1相当額を支給単位期間の月数で除して得た額((イ)において「1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。)が自動車等の種別に応じて3,000円を超えない範囲内において給与規則第28条の5で定める額(以下このア)及び(イ)において「支給上限額」という。)を超えるとき((イ)に掲げるときを除く。)支給単位期間につき、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(イ) 2以上の駐車場を利用するものとして駐車料金の額を算出するとき 次のa又はbに掲げる区分に応じ、当該a又はbに定める額

a 1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額)の合計額が6,000円以下のとき 支給単位期間につき、駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額

b 1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額(1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額)の合計額が6,000円を超えるとき 駐車場に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

第12条第2項中「第29条の2」を「第29条の3」に改める。

第40条第1項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

第42条第1項第1号中「100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改める。

附則第3項中「原動機付のものに限る。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、「それぞれ次に定める額とする。この場合において、同項第3号の規定の適用については、同号中「前2号に定める額」とある

のは「第1号に定める額及び前号に定める額又は附則第3項に定める額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額若しくは附則第3項に定める額」とし、同条第2項の規定の適用については、同項中「、前項」とあるのは「、前項及び附則第3項」と、同項第2号中「前項の規定による額」とあるのは「前項の規定による額又は附則第3項の規定により読み替えて適用される前項及び附則第3項の規定による額」とし、同条第3項の規定の適用については、同項中「、前2項」とあるのは「、前2項及び附則第3項」と、同項第2号中「前2項の規定による額」とあるのは「前2項の規定による額又は附則第3項の規定により読み替えて適用される前2項及び附則第3項の規定による額」とする。」を「それぞれ次に定める額とし、条例第9条第3号に掲げる職員で自動車等を使用するものに支給する通勤手当の額に係る第12条第1項の規定の適用については、同項第3号中「又は前号に定める額」とあるのは「又は附則第3項に定める額（アにおいて「特例支給額」という。））」と、同号ア中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び特例支給額の合計額」と、「前号に定める額」とあり、及び「同号に定める額」とあるのは「特例支給額」とする。」に改める。

附則第12項中「同号」を「同号ア」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	224,800	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	226,700	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	228,300	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	229,900	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	231,500	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	233,100	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	234,600	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	236,200	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	237,600	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	239,300	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	240,800	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	242,400	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	243,500	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	245,000	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	246,600	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	247,900	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	249,400	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	250,800	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	252,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	253,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	255,000	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	256,500	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	258,200	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	260,000	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	261,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	263,300	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	264,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	266,500	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	268,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	270,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	271,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	273,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	275,300	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	277,000	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	278,800	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	280,300	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	281,800	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	283,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	285,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	206,300	255,000	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	207,600	256,400	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
	43	208,900	257,600	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
	44	210,200	258,800	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
	45	211,300	260,000	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
	46	212,600	261,200	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
	47	213,900	262,500	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
	48	215,200	263,600	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		
	49	216,300	264,700	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100		
	50	217,400	265,800	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	218,400	267,100	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	219,500	268,400	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	220,600	269,400	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	221,600	270,500	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	222,500	271,800	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	223,500	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300			
再任用 職員以 外の職 員	57	223,800	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	224,600	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	225,400	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	226,100	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600			

61	226,800	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	445,300			
63	228,600	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,600			
64	229,400	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,900			
65	230,100	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	446,200			
66	230,800	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	337,800	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	338,300	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000					
90	246,600		339,500	379,900	392,300					
91	246,900		340,000	380,300	392,600					
92	247,300		340,400	380,700	392,800					
93	247,600		340,700	381,000	393,000					
94			341,100	381,500						
95			341,600	381,900						
96			342,000	382,300						
97			342,200	382,600						
98			342,600	383,100						
99			343,100	383,500						
100			343,500	383,900						
101			343,700	384,200						
102			344,100							
103			344,500							
104			344,800							
105			345,100							
106			345,500							
107			345,900							
108			346,300							
109			346,800							
110			347,200							
111			347,600							
112			348,000							
113			348,500							
114			348,900							
115			349,200							
116			349,500							
117			350,000							
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第2条関係）

医 師 ・ 歯 科 医 師 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
再任用 職員以 外の職 員	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700

57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	572,500
67		470,400	522,100	573,400
68		471,000	523,000	574,300
69		471,300	523,900	575,200
70		472,000	524,700	576,100
71		472,700	525,600	577,000
72		473,400	526,500	577,900
73		473,800	527,300	578,800
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000		
83		479,500		
84		480,000		
85		480,400		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第3（第2条関係）

看 護 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800

再任用 職員以 外の職 員	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400		
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900		
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300		
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700		
	106	291,100	321,700	354,000	372,300			
	107	291,600	322,200	354,400	372,800			
	108	292,100	322,700	354,700	373,300			
	109	292,300	323,100	355,200	373,900			
	110	292,600	323,500	355,700	374,300			
	111	292,800	323,800	356,200	374,800			
	112	293,200	324,100	356,700	375,300			
	113	293,500	324,500	357,200	375,900			
	114	293,700	324,900	357,700	376,300			
	115	294,100	325,300	358,200	376,800			
	116	294,400	325,600	358,600	377,300			
	117	294,700	325,800	359,000	377,900			
	118	295,000	326,100	359,400	378,300			
	119	295,300	326,500	359,900	378,800			
	120	295,700	326,700	360,400	379,300			
	121	296,000	326,900	360,800	379,900			
	122	296,400	327,200	361,300	380,300			
	123	296,700	327,500	361,800	380,800			
	124	297,100	327,800	362,300	381,300			

125	297,300	328,000	362,600	381,900			
126	297,500	328,300	363,100	382,300			
127	297,800	328,700	363,600	382,800			
128	298,200	328,900	364,100	383,300			
129	298,400	329,100	364,400	383,900			
130	298,700	329,300	364,900	384,300			
131	299,100	329,700	365,400	384,800			
132	299,500	329,900	365,900	385,300			
133	299,700	330,200	366,200	385,900			
134	300,000	330,600	366,700	386,300			
135	300,400	331,000	367,200	386,800			
136	300,700	331,400	367,700	387,300			
137	300,900	331,700	368,000	387,900			
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900	338,000					
155	306,100	338,400					
156	306,400	338,800					
157	306,700	339,100					
158	307,000	339,500					
159	307,300	339,900					
160	307,600	340,300					
161	308,000	340,600					
162	308,300	341,000					
163	308,600	341,400					
164	308,900	341,800					
165	309,300	342,100					
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
170	310,900						
171	311,200						
172	311,500						
173	311,900						
174	312,200						
175	312,500						
176	312,800						
177	313,200						
再任用 職 員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第4（第2条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

第1

職員の区分	号給	給料月額
		円
	1	—
	2	—
	3	—
	4	—
	5	—
	6	—
	7	—
	8	—
	9	132,300
	10	133,200
	11	134,200
	12	135,100
	13	136,100
	14	137,100
	15	138,100
	16	139,100
	17	139,900
	18	140,900
	19	141,900
	20	143,000
	21	143,800
	22	144,800
	23	145,800
	24	146,800
	25	147,900
	26	149,200
	27	150,400
	28	151,600
	29	152,700
	30	153,900
	31	155,100
	32	156,300
	33	157,400
	34	158,900
	35	160,400
	36	161,900
	37	163,300
	38	164,700
	39	166,200
	40	167,700
	41	169,100
	42	170,900
	43	172,700
	44	174,500
	45	176,200
	46	177,900
	47	179,600
	48	181,300
	49	183,600
	50	185,100
	51	186,600
	52	188,000
	53	189,200

	54	190,700
	55	192,100
	56	193,400
	57	194,800
	58	195,800
	59	197,100
	60	198,200
	61	199,400
	62	200,500
	63	201,600
	64	202,700
	65	203,600
	66	204,700
	67	205,700
	68	206,700
	69	210,400
	70	211,800
	71	213,200
	72	214,600
	73	215,900
	74	217,500
	75	219,100
	76	220,500
再任用職員	77	221,700
以外の職員	78	223,200
	79	224,700
	80	226,000
	81	226,900
	82	227,600
	83	228,500
	84	229,500
	85	230,300
	86	231,800
	87	233,100
	88	234,200
	89	235,600
	90	238,200
	91	240,300
	92	242,800
	93	251,500
	94	252,700
	95	253,800
	96	254,900
	97	255,800
	98	257,000
	99	258,100
	100	259,300
	101	260,400
	102	261,200
	103	262,400
	104	263,600
	105	264,600
	106	265,600
	107	266,500
	108	267,400
	109	268,400
	110	269,500
	111	270,500
	112	271,300
	113	272,300

114	273,200
115	274,200
116	275,000
117	275,800
118	276,900
119	278,000
120	279,100
121	280,000
122	281,100
123	282,100
124	283,100
125	283,800
126	284,700
127	285,600
128	286,700
129	287,300
130	288,200
131	289,100
132	290,000
133	290,600
134	291,600
135	292,600
136	293,500
137	294,200
138	295,100
139	296,000
140	296,900
141	297,600
142	298,200
143	298,900
144	299,700
145	300,300
146	301,100
147	301,800
148	302,500
149	303,200
150	303,900
151	304,700
152	305,400
153	306,000
154	306,700
155	307,400
156	308,100
157	308,600
158	309,100
159	309,700
160	310,300
161	310,900
162	311,300
163	311,800
164	312,300
165	312,600
166	313,100
167	313,600
168	314,000
169	314,200
170	314,500
171	314,800
172	315,100
173	315,400

	174	315,700
	175	316,000
	176	316,300
	177	316,500
再任用職員		244,000

第 2

職員の区分	号給	給料月額
		円
	201	265,400
	202	267,300
	203	269,100
	204	270,900
	205	272,700
	206	274,600
	207	276,400
	208	278,200
	209	280,000
	210	281,900
	211	283,500
	212	285,200
	213	287,000
	214	288,600
	215	290,200
	216	291,800
	217	293,300
	218	295,100
	219	296,800
	220	298,600
	221	300,000
	222	301,700
	223	303,300
	224	304,800
	225	306,300
	226	307,900
	227	309,500
	228	311,200
	229	312,200
	230	313,600
	231	315,000
	232	316,500
	233	317,600
	234	319,100
	235	320,500
	236	321,900
	237	323,500
	238	324,700
	239	326,000
	240	327,200
	241	328,300
	242	329,200
	243	330,300
	244	331,400
	245	332,500
	246	333,600
	247	334,600
	248	335,600
	249	336,600
	250	337,600
	251	338,600
	252	339,600
	253	340,500
	254	341,500
	255	342,500
	256	343,500
	257	344,400

	258	345,300
	259	346,200
	260	347,000
	261	347,800
	262	348,600
	263	349,400
	264	350,100
	265	350,800
	266	352,400
	267	353,800
	268	355,200
	269	356,500
	270	357,000
	271	357,500
	272	358,000
	273	358,400
	274	358,900
	275	359,400
	276	359,900
再任用職員 以外の職員	277	360,300
	278	360,800
	279	361,300
	280	361,800
	281	362,200
	282	362,700
	283	363,200
	284	363,700
	285	364,100
	286	364,600
	287	365,100
	288	365,600
	289	366,000
	290	366,500
	291	367,000
	292	367,500
	293	367,900
	294	368,400
	295	368,900
	296	369,400
297	369,800	
298	370,300	
299	370,800	
300	371,300	
301	371,700	
302	372,200	
303	372,700	
304	373,200	
305	373,600	
306	374,100	
307	374,600	
308	375,100	
309	375,500	
再任用職員		244,000

備考 この表は、病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程
第7号）第36条に規定する職員に適用する。

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規定の一部改正)

第2条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次のように加える。

7 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以外の職員に係る第20条第1項に規定する特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合は、令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間は、同項各号に掲げる場合のほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技及び公開競技並びにそのリハーサル大会に選手又は監督、コーチ（専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。）その他競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときとし、その期間は、一の年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第23条中「掲げる場合」とあるのは、「掲げる場合若しくは附則第7項に定める場合」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条中病院事業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第12条並びに附則第3項及び第12条の改正規定並びに第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（給与規程第12条並びに附則第3項及び第12条の改正規定を除く。）による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給等の調整等)
- 3 平成31年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給又は給料月額については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
- 4 前項の規定の適用については、同項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定に従って定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月20日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第19項中「又は第23項」を「から第24項まで」に改め、同条第22項第1号中「100分の89.5」を「100分の92」に、「100分の185」を「100分の190」に、「100分の109.5」を「100分の112」に、「100分の225」を「100分の230」に改め、同項第2号中「100分の89.5」を「100分の92」に、「100分の109.5」を「100分の112」に改め、同項第3号中「100分の89.5」を「100分の92」に、「100分の109.5」を「100分の112」に改め、同条中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 国家公務員等（国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫等職員、公立大学法人役職員若しくは退職派遣者又は任命権者が人事委員会の承認を得て指定する法人その他の団体に使用される者をいう。以下この項において同じ。）が人事交流等により引き続き職員となり、又は職員が人事交流等により引き続き国家公務員等となった場合及び派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員が職務に復帰し、又は職員が派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員となった場合における当該職員の成績率は、前2項の規定にかかわらず、

任命権者が部内の他の職員及び国家公務員等との均衡を考慮し、人事委員会と協議して定める割合の範囲内とすることができる。

別表第20の2昇格後の号給の欄中

「

32	26
32	26
33	27
33	27
34	28
34	28
35	29
35	29
36	30
36	30
37	31
38	31
39	32
40	32
41	33
41	33
42	33
42	33
43	34
43	34
44	34
44	34
45	35
46	35
47	35
48	35
49	36
50	36
51	36
52	36
53	37

「

32	25
32	26
33	26
33	26
34	27
34	27
35	27
35	28
36	28
36	28
37	29
37	30
38	31
38	32
39	33
39	33
40	33
40	33
41	34
42	34
43	34
44	34
45	35
45	35
46	35
46	35
47	36
47	36
48	36
48	36
49	37

を

に改める。

53	
54	
54	
55	
55	
56	
56	
57	
57	
58	
58	
59	

50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
57	
57	
57	
58	
58	

別表第20の3昇格後の号給の欄中

26
27
28
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
32

25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31

を

に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号中「職員」の右に「(以下「育児任期付短時間勤務職員という。)」を加える。

第22条の4第11項を同条第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第1項若しくは第2項に規定する職若しくは第3項に規定する職又は第4項若しくは第5項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この項において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間(第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあっては、支給期間及び経過期間)が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事委員会の定めるところにより、初任給調整手当を支給することができる。

第22条の4第10項中「第1項又は第2項」を「第1項若しくは第2項に規定する職又は第3項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項中「第3項又は第4項」を「第4項若しくは第5項に規定する職員又は第6項」に、「第5項」を「第7項」に、「第6項」を「第8項」に、「35年」を「第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、第3項に規定する職を占める職員にあっては15年」に、「同項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項中「第6項後段」を「第8項後段」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項を同条第9項とし、同条第6項中「35年」を「第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、第3項に規定する職を占める職員にあっては15年」に、「又は第4項」を「又は第6項」に、「育児短時間勤務職員等にあっては、」を「育児短時間勤務職員等にあっては」に、「、その額に1円」を「、育児任期付短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円」に改め、「大学(」及び「4年(」の右に「第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあっては、」を加え、「場合にあっては」を「場合は」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「前2項」を「前3項」に、「35年」を「第1項又は第2項に規定する職を占める職員にあっては35年、第3項に規定する職を占める職員にあっては15年」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「職員は」の右に「、第13項の職員のほか」を加え、同項第2号中「前項」を「第4項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 新たに第3項に規定する職を占めることとなった職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第22条の4第4項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 5 条例第16条の6第1項(第3号に限る。)の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第3項に規定する職に採用された職員(獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する獣医師免許証を有する者に限る。)とする。

第22条の4第3項中「第16条の6第1項」の右に「(第1号及び第2号に限る。)」を加え、「昭和43年法律第47号」を「医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例第16号の6第1項第3号に規定する職は、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

第24条第1項中「職員としての」を「職員たる」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「また」を削り、同項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法(駐車場の利用を含む。以下同じ。)」に、「運賃等」を「運賃又は料金(以下「運賃等」という。)」に改め、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「職員でなくなった場合においては、前項」を「職員たる要件を欠くに至ったときは、第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、駐車場(条例第17条第2項第3号イに規定する駐車場をいう。以下同じ。)を利用してその料金(以下「駐車料金」という。)を負担するときは、これを証明する書類を添付して届け出なければならない。

第25条中「場合においては」を「ときは」に改める。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、「交通機関等」の右に「(条例第17条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。)」を、「自動車等」の右に「(同項第2号に規定する自動車等をいう。以下同じ。)」を加える。

第27条第1項中「新幹線鉄道等」の右に「(条例第17条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項ただし書中「場合においては」を「場合は」に改める。

第28条第2号中「回数券乗車券等」を「回数乗車券等」に改め、同条第3号中「普通交通機関等に係る」

を「普通交通機関等に係る通勤手当に係る」に、「当該支給単位期間に係る」を「当該支給単位期間の」に改め、「算出した」の右に「当該普通交通機関等に係る」を加える。

第28条の3第1号中「同条第2項第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号に次のように加える。

ア 条例第17条第2項第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の交通機関等又は自動車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

イ 条例第17条第2項第3号イに規定する場合にあっては、同号イに掲げる額

第28条の3の次に次の2条を加える。

第28条の4 条例第17条第2項第3号イに規定する駐車料金2分の1相当額は、次の各号に掲げる駐車料金の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 駐車場の利用に係る契約の期間（以下この条において「契約期間」という。）が1箇月以上の期間（1箇月未満の端数があるものを除く。）を単位として定められている駐車料金を負担している場合（第6号に掲げる場合を除く。）その負担している駐車料金の額を契約期間の月数で除して得た額の2分の1の額
- (2) 契約期間が1日を単位として定められている駐車料金を負担している場合（第6号に掲げる場合を除く。）その負担している駐車料金の額に21（交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数）を乗じて得た額の2分の1の額
- (3) 契約期間が1時間を単位として定められている駐車料金を負担している場合（第6号に掲げる場合を除く。）その負担している駐車料金の額にその職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる必要最低限の時間数を乗じて得た額に21（交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数）を乗じて得た額の2分の1の額
- (4) 契約期間が1箇月未満の期間を単位として定められている駐車料金を負担している場合（前2号及び第6号に掲げる場合を除く。）通勤1回当たりの駐車料金の額に21（交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数）を乗じて得た額の2分の1の額
- (5) 駐車場の利用形態等に照らし前各号により難しい場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額
- (6) 第30条の3の2第2項の規定に基づき、駐車場に係る通勤手当に係る支給単位期間が1箇月未満となる場合 前各号に定める額に21（交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数）を除して得た額に1箇月未満の支給単位期間の通勤所要回数（通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21。交替制勤務者等について平均1箇月当たりの通勤所要回数を超える場合にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数）を乗じて得た額

第28条の5 条例第17条第2項第3号イ(ア)に規定する支給上限額は、次に掲げる自動車等の種別の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自動車その他の原動機付の交通用具（次号に該当するものを除く。） 3,000円
- (2) 自動車その他の原動機付の交通用具で2輪のもの（側車付きのものを含む。） 1,500円
- (3) 自転車 1,000円

第29条の2を第29条の2の3とし、第29条の次に次の2条を加える。

第29条の2 条例第17条第2項第3号イに規定する人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 通勤のために使用する自動車等を駐車するため利用することを常例とするものであること。
- (2) 交通機関から自動車等に又は自動車等から交通機関に乗り継ぐために利用するものであること。
- (3) 前号に規定する乗継ぎに係る交通機関の駅、停留所その他これらに類する施設（次条において「駅等」という。）の周辺にあるものであること。

第29条の2の2 駐車場の利用は、通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離、交通機関の駅等

からの距離、駐車料金、利用時間等の事情に照らし経済的かつ合理的なものとなるようにしなければならない。

第29条の5第3項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「1箇月当たりの運賃等相当額」を「条例第17条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）」に、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「条例第17条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）」に改め、「条例第17条第2項第1号により算出した通勤手当の額の」を削る。

第29条の11第3項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「特定運賃」を「条例第17条第5項に規定する特定運賃（以下「特定運賃」という。）」に改める。

第30条第1項中「職員としての」を「職員たる」に改め、同条第3項中「次条第9項」を「次条第12項」に、「場合にあつては」を「場合は」に改め、同条第4項中「第30条の2第1項第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第30条の2第1項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法」に改め、同条第2項中「1箇月当たりの運賃等相当額又は条例第17条第2項第2号」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号」に改め、同項第2号中「第17条第2項第2号の額」を「第17条第2項第2号に定める額」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第3項中「1箇月当たりの運賃等相当額又は条例第17条第2項第2号」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号」に改め、「ただし、規則」を削り、同条第9項を同条第12項とし、同条第8項中「第5項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 2以上の駐車場を利用する職員に第1項第2号の事由が生じた場合において、条例第17条第6項の規定により第4項に定める額を返納させるときは、全ての駐車場を対象とする。ただし、変更前及び変更後の同条第2項第3号イ(ア)に規定する1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額（以下「1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。）が6,000円以下である場合にあつては、変更があつた駐車場のみを対象とする。

第30条の2第7項中「第5項」を「第7項まで（第4項を除く。）」に改め、「1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特定運賃」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第28条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第17条第2項第2号に定める額の合計額）又は1箇月当たりの運賃等相当額から1箇月当たりの特定運賃相当額を減じて得た額」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「通勤手当」の右に「の支給を受ける職員に係る当該通勤手当以外の通勤手当」を加え、「1箇月当たりの特定運賃相当額」の右に「(同条第5項第1号に掲げる額を支給単位期間で除して得た額をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 橋等に係る通勤手当に係る条例第17条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 橋等を通行する交通機関が定期券を発行している場合 事由発生日の前日に定期券の特定運賃の払戻しをしたものとして得られる額
- (2) 橋等を通行する交通機関が定期券を発行していない場合 事由発生日の前日までの通勤所要回数を21（交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数）から減じた分の回数乗車券等の払戻しをしたものとして得られる額

第30条の2第4項第1号中「条例第17条第3項第1号に規定する」を削り、「以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に、同項第2号から第4号まで中「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 駐車場に係る通勤手当に係る条例第17条第6項の人事委員会規則で定める額は、同条第2項第3号の規定により算出した通勤手当の額に事由発生日以後の通勤所要回数に乗じて得た額を21（交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数）で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第30条の3第1項中「条例第17条第7項」を「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る条例第17条第7項」に、「又は新幹線鉄道等」を「、新幹線鉄道等又は橋等」に改め、同条第2項中「前項に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等」を「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」に、「同項各号」を「前項各号」に、「前項」を「同項」に改め、同項第3号中「通勤経路又は通勤方法」を「通勤の経路又は方法」に改め、同条第3項中「、返納が行われ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第30条の3の2 駐車場に係る通勤手当に係る条例第17条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、1箇月とする。

2 駐車場に係る通勤手当について、前項に定める期間が満了する日前に、前条第2項各号のいずれかに掲げる事由が生じることがあらかじめ明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、支給単位期間を別に定めることができる。

3 前条第3項の規定は、駐車場に係る通勤手当について準用する。

第31条中「場合においては」を「ときは」に改める。

第32条中「職員としての」を「職員たる」に改める。

別表第19を次のように改める。

別表第19（第22条の4関係）

職員の区分 期間の区分	第22条の4第1 項第1号の職員	第22条の4第1 項第2号の職員	第22条の4第1 項第3号の職員	第22条の4第1 項第4号の職員	第22条の4第2 項の職員	第22条の4第3 項の職員
	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	33,000
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	31,000
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	29,000
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	27,000
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	25,000
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	48,200	23,000
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	46,400	21,000
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	44,600	19,000
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	42,800	17,000
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	41,000	14,000
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	39,200	11,000
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	37,400	8,000
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	35,600	5,000
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	34,200	2,000
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	32,800	
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	31,400	
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	30,000	
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	28,600	
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	27,200	
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,800	
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	25,200	
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	24,600	
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,700	
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	23,100	
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	368,800	308,600	251,200	184,700	22,500	
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	310,600	259,000	203,300	145,900	21,900	
(28) (27)の期間が満了する日の翌日から1年間	300,500	250,800	196,700	141,700	21,300	
(29) (28)の期間が満了する日の翌日から1年間	286,600	240,200	188,500	136,800	20,600	
(30) (29)の期間が満了する日の翌日から1年間	266,800	225,700	177,600	129,900	20,300	
(31) (30)の期間が満了する日の翌日から1年間	246,900	211,100	166,900	122,900	19,900	
(32) (31)の期間が満了する日の翌日から1年間	219,800	189,400	151,200	113,500	19,300	
(33) (32)の期間が満了する日の翌日から1年間	192,700	167,500	135,600	104,200	18,500	
(34) (33)の期間が満了する日の翌日から1年間	162,800	144,200	118,700	94,400	17,600	
(35) (34)の期間が満了する日の翌日から1年間	123,300	113,300	97,400	81,800	16,900	

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第3条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第17項中「又は第21項」を「から第22項まで」に改め、同条第20項第1号中「100分の89.5」を「100分の92」に、「100分の185」を「100分の190」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の89.5」を「100分の92」に改め、同条中第22項を第23項とし、第21項の次に次の1項を加える。

22 国家公務員等（国家公務員、他の地方公共団体の公務員、公庫等職員、公立大学法人役職員若しくは退

職派遣者又は任命権者が人事委員会の承認を得て指定する法人その他の団体に使用される者をいう。以下この項において同じ。)が人事交流等により引き続き職員となり、又は職員が人事交流等により引き続き国家公務員等となった場合及び派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員が職務に復帰し、又は職員が派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員となった場合における当該職員の成績率は、前2項の規定にかかわらず、任命権者が部内の他の職員及び国家公務員等との均衡を考慮し、人事委員会と協議して定める割合の範囲内とすることができる。

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給7,200円、2号給7,267円、 3号給7,335円、4号給7,402円、5号給7,474円、 6号給7,560円、7号給7,641円、8号給7,722円、 9号給7,798円、10号給7,893円、11号給7,983円、 12号給8,073円、13号給8,158円、14号給8,257円、 15号給8,356円、16号給8,455円、17号給8,554円、 18号給8,671円、19号給8,784円、20号給8,896円
2 級	11,100円。ただし、1号給7,902円、2号給7,996円、 3号給8,091円、4号給8,190円、5号給8,280円、 6号給8,379円、7号給8,478円、8号給8,577円、 9号給8,680円、10号給8,806円、11号給8,928円、 12号給9,049円、13号給9,180円、14号給9,256円、 15号給9,328円、16号給9,405円、17号給9,486円、 18号給9,558円、19号給9,634円、20号給9,706円、 21号給9,787円、22号給9,873円、23号給9,958円、 24号給10,044円、25号給10,111円、26号給10,201円、 27号給10,291円、28号給10,381円、29号給10,462円、 30号給10,584円、31号給10,705円、32号給10,827円、 33号給10,944円、34号給11,070円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円。ただし、1号給7,200円、2号給7,267円、 3号給7,335円、4号給7,402円、5号給7,474円、 6号給7,560円、7号給7,641円、8号給7,722円、 9号給7,798円、10号給7,893円、11号給7,983円、 12号給8,073円、13号給8,158円、14号給8,257円、 15号給8,356円
2 級	11,000円。ただし、1号給7,911円、2号給8,005円、 3号給8,100円、4号給8,199円、5号給8,289円、 6号給8,388円、7号給8,487円、8号給8,586円、 9号給8,685円、10号給8,811円、11号給8,932円、 12号給9,054円、13号給9,180円、14号給9,256円、 15号給9,328円、16号給9,405円、17号給9,486円、 18号給9,558円、19号給9,634円、20号給9,706円、 21号給9,787円、22号給9,873円、23号給9,958円、 24号給10,044円、25号給10,111円、26号給10,201円、 27号給10,291円、28号給10,381円、29号給10,462円、 30号給10,584円、31号給10,705円、32号給10,827円、 33号給10,944円

別表第15の2昇格後の号給の欄中

54		53
55		54
56		54
57		55
57	を	55
58		56
58		56
59		57
59		58
60		59

に改める。

別表第15の3昇格後の号給の欄中

46		45
46		46
47		46
47		46
48		47
48		47
49	を	47
49		48
50		48
50		48
51		49
51		50
52		51

に、

62		61
62		62
63		62
63		62
64		63
64		63
65		63

65		64
65		64
65		64
65	を	65
65		65
65		65
66		65
66		65
66		65
66		65
66		66
66		66
66		66
66		66
67		66
67		66
67		66

に改める。

第4条 公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「職員としての」を「職員たる」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「また」を削り、同項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法（駐車場の利用を含む。以下同じ。）」に、「運賃等」を「運賃又は料金（以下「運賃等」という。）」に改め、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「職員でなくなった場合においては、前項」を「職員たる要件を欠くに至ったときは、第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、駐車場（条例第19条第2項第3号イに規定する駐車場をいう。以下同じ。）を利用してその料金（以下「駐車料金」という。）を負担するときは、これを証明する書類を添付して届け出なければならない。

第24条中「場合においては」を「ときは」に、「職員としての」を「職員たる」に改める。

第25条中「一に」を「いずれかに」に改め、「交通機関等」の右に「（条例第19条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。）」を、「自動車等」の右に「（同項第2号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）」を加える。

第26条第1項中「新幹線鉄道等」の右に「（条例第19条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項ただし書中「場合においては」を「場合は」に改める。

第27条第3号中「普通交通機関等に係る」を「普通交通機関等に係る通勤手当に係る」に、「当該支給単位期間に係る」を「当該支給単位期間の」に改め、「算出した」の右に「当該普通交通機関等に係る」を加える。

第27条の3第1号中「同条第2項第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同項第2号に定める額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を「次に掲げる額の合計額」に改め、同号に次のように加える。

ア 条例第19条第2項第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の交通機関等又は自動車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計

額と55,000円との差額の2分の1の額(その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 条例第19条第2項第3号イに規定する場合にあっては、同号イに掲げる額

第27条の3の次に次の2条を加える。

第27条の4 条例第19条第2項第3号イに規定する駐車料金2分の1相当額は、次の各号に掲げる駐車料金の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 駐車場の利用に係る契約の期間(以下この条において「契約期間」という。)が1箇月以上の期間(1箇月未満の端数があるものを除く。)を単位として定められている駐車料金を負担している場合(第6号に掲げる場合を除く。)その負担している駐車料金の額を契約期間の月数で除して得た額の2分の1の額
- (2) 契約期間が1日を単位として定められている駐車料金を負担している場合(第6号に掲げる場合を除く。)その負担している駐車料金の額に21(交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数)を乗じて得た額の2分の1の額
- (3) 契約期間が1時間を単位として定められている駐車料金を負担している場合(第6号に掲げる場合を除く。)その負担している駐車料金の額にその職員の勤務時間、通勤の経路及び方法等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる必要最低限の時間数を乗じて得た額に21(交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数)を乗じて得た額の2分の1の額
- (4) 契約期間が1箇月未満の期間を単位として定められている駐車料金を負担している場合(前2号及び第6号に掲げる場合を除く。)通勤1回当たりの駐車料金の額に21(交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数)を乗じて得た額の2分の1の額
- (5) 駐車場の利用形態等に照らし前各号により難い場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額
- (6) 第29条の3の2第2項の規定に基づき、駐車場に係る通勤手当に係る支給単位期間が1箇月未満となる場合 前各号に定める額に21(交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数)を除して得た額に1箇月未満の支給単位期間の通勤所要回数(通勤所要回数が21回を超える場合にあっては、21。交替制勤務者等について平均1箇月当たりの通勤所要回数を超える場合にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数)を乗じて得た額

第27条の5 条例第19条第2項第3号イ(ア)に規定する支給上限額は、次に掲げる自動車等の種別の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 自動車その他の原動機付の交通用具(次号に該当するものを除く。) 3,000円
- (2) 自動車その他の原動機付の交通用具で2輪のもの(側車付きのものを含む。) 1,500円
- (3) 自転車 1,000円

第28条の2を第28条の2の3とし、第28条の次に次の2条を加える。

第28条の2 条例第19条第2項第3号イに規定する人事委員会規則で定める駐車場は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 通勤のために使用する自動車等を駐車するため利用することを常例とするものであること。
- (2) 交通機関から自動車等に又は自動車等から交通機関に乗り継ぐために利用するものであること。
- (3) 前号に規定する乗継ぎに係る交通機関の駅、停留所その他これらに類する施設(次条において「駅等」という。)の周辺にあるものであること。

第28条の2の2 駐車場の利用は、通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離、交通機関の駅等からの距離、駐車料金、利用時間等の事情に照らし経済的かつ合理的なものとなるようにしなければならない。

第28条の5第3項中「第27条第1項」を「第27条」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「1箇月当たりの運賃等相当額」を「条例第19条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))」に、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「条例第19条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))」に改め、「条例第19条第2項第1号により算出した通勤手当の額の」を削る。

第28条の11第3項中「第27条第1項」を「第27条」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「特定運賃」を「条例第19条第5項に規定する特定運賃(以下「特定運賃」という。))」に改める。

第29条第3項中「次条第9項」を「次条第12項」に、「場合にあつては」を「場合は」に改め、同条第4項中「次条第9項」を「次条第12項」に、「第29条の2第1項第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法」に改め、同条第2項中「1箇月当たりの運賃等相当額又は条例第19条第2項第2号」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号」に改め、同項第2号中「条例第19条第2項第2号の額」を「条例第19条第2項第2号に定める額」に、「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第3項中「1箇月当たりの運賃等相当額又は条例第19条第2項第2号」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は同号」に改め、「ただし、規則」を削り、同条第9項を同条第12項とし、同条第8項中「第5項」を「第8項」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 2以上の駐車場を利用する職員に第1項第2号の事由が生じた場合において、条例第19条第6項の規定により第4項に定める額を返納させるときは、全ての駐車場を対象とする。ただし、変更前及び変更後の同条第2項第3号イ(ア)に規定する1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額（以下「1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額」という。）が6,000円以下である場合にあつては、変更があつた駐車場のみを対象とする。

第29条の2第7項中「第5項」を「第7項まで（第4項を除く。）」に改め、「1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特定運賃」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第27条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第19条第2項第2号に定める額の合計額）又は1箇月当たりの運賃等相当額から1箇月当たりの特定運賃相当額を減じて得た額」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「通勤手当」の右に「の支給を受ける職員に係る当該通勤手当以外の通勤手当」を加え、「1箇月当たりの特定運賃相当額」の右に「（同条第5項第1号に掲げる額を支給単位期間で除して得た額をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 橋等に係る通勤手当に係る条例第19条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 橋等を通行する交通機関が定期券を発行している場合 事由発生日の前日に定期券の特定運賃の払戻しをしたものとして得られる額
- (2) 橋等を通行する交通機関が定期券を発行していない場合 事由発生日の前日までの通勤所要回数を21（交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数）から減じた分の回数乗車券等の払戻しをしたものとして得られる額

第29条の2第4項第1号中「条例第19条第3項第1号に規定する」を削り、「以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に、同項第2号から第4号まで中「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」を「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 駐車場に係る通勤手当に係る条例第19条第6項の人事委員会規則で定める額は、同条第2項第3号の規定により算出した通勤手当の額に事由発生日以後の通勤所要回数を乗じて得た額を21（交替制勤務者等については、平均1箇月当たりの通勤所要回数）で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第29条の3第1項中「条例第19条第7項」を「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る条例第19条第7項」に、「又は新幹線鉄道等」を「、新幹線鉄道等又は橋等」に改め、同条第2項中「前項に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等」を「普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当」に、「同項各号」を「前項各号」に、「前項」を「同項」に改め、同項第3号中「通勤経路又は通勤方法」を「通勤の経路又は方法」に改め、同条第3項中「返納が行われ」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第29条の3の2 駐車場に係る通勤手当に係る条例第19条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、1箇月とする。

2 駐車場に係る通勤手当について、前項に定める期間が満了する日前に、前条第2項各号のいずれかに掲げる事由が生じることがあらかじめ明らかである場合には、前項の規定にかかわらず、支給単位期間を別に定めることができる。

3 前条第3項の規定は、駐車場に係る通勤手当について準用する。

第30条中「場合においては」を「ときは」に改める。

第31条中「職員としての」を「職員たる」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特別休暇の特例)

17 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員以外の職員に係る条例第17条に規定する人事委員会規則で定める場合は、令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間は、第17条第1項各号に掲げる場合のほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技及びオープン競技並びにそのリハーサル大会に選手又は監督、コーチ（専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。）その他競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときとし、その期間は、一の年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第21条中「掲げる場合」とあるのは、「掲げる場合若しくは附則第17項に規定する場合」と読み替えるものとする。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「について、」を「に支給する通勤手当の額に係る」に改め、「規則第28条の3」の右に「、第29条の10、第30条の2及び第32条の2」を加え、同項の表第28条の3第1号の款第2号に定める額の項中「規定する額」を「規定する特例支給額」に改め、同項の表第28条の3第3号の款同条第2項第2号に定める額の項中「規定する額」を「規定する特例支給額」に改め、同項の次に次のように加える。

第29条の10 第2号	条例第17条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第30条の2 第2項及び 第3項	条例第17条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
	同号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第32条の2 第3項第2 号	条例第17条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
	同号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額

(公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第7条 公立学校教育職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成8年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「について、」を「に支給する通勤手当の額に係る」に改め、「規則第27条の3」の右に「、第28条の10、第29条の2及び第31条の2」を加え、同項の表第27条の3第1号の款第2号に定める額の項中「規定する額」を「規定する特例支給額」に改め、同項の表第27条の3第3号の款同条第2項第2号に定める額の項中「規定する額」を「規定する特例支給額」に改め、同項の次に次のように加える。

第28条の10 第2号	条例第19条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第29条の2 第2項及び 第3項	条例第19条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
	同号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
第31条の2 第3項第2 号	条例第19条第2項第2号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額
	同号に定める額	改正条例附則第14項に規定する特例支給額

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第8条 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のよう

に改正する。

第8条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に、「第16条の6第1項第3号」を「第16条の6第1項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) その者が第2号会計年度任用職員として採用されたものとして職員給与条例の適用を受ける場合に職員給与条例第8条第1号の行政職給料表又は同条第2号の研究職給料表の適用を受けることとなる第1号会計年度任用職員の職のうち、獣医学に関する専門的知識を必要とする職に相当するもの

第30条中「又は第2号」を「から第3号まで」に、「第22条の4第4項各号」を「第22条の4第6項各号」に改め、「大学（ ）及び「4年（ ）の右に「同条第1項又は第2項に規定する職を占める第2号会計年度任用職員にあっては、」を加え、「同条第6項」を「同条第8項」に、「同条第4項」を「同条第6項」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則に次の2項を加える。

(特別休暇の特例)

5 会計年度任用職員の特別休暇は、令和2年4月1日から令和3年12月31日までの間は、第62条第1項に規定するもののほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西の公式競技及び公開競技並びにそのリハーサル大会に選手又は監督、コーチ（専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。）その他競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とし、その期間は、一暦年において5日の範囲内の期間とする。この場合において、第15条第1項第4号中「及び第13号から第17号まで」とあるのは、「第13号から第17号まで及び附則第5項」と、第70条第1項中「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合若しくは附則第5項に定める場合」と読み替えるものとする。

6 前項の休暇の単位は、1日とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条から第8条まで及び附則第5項から第11項までの規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正後の職員給与規則」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正後の教員給与規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給料表の改定に伴う経過措置)

3 平成31年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条改正後の職員給与規則又は第3条改正後の教員給与規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の職員の給与に関する規則（以下「第1条改正前の職員給与規則」という。）又は第3条の規定による改正前の公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下「第3条改正前の教員給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、第1条改正後の職員給与規則又は第3条改正後の教員給与規則の規定にかかわらず、第1条改正前の職員給与規則又は第3条改正前の教員給与規則の規定による号給とするものとする。

4 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(在職者に対する初任給調整手当の支給の特例)

5 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年兵庫県条例第22号。附則別表において「令和元年改正条例」という。）附則第6項に規定する職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）の初任給調整手当の支給期間及び月額、採用の日又は第2条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「第2条改正後の職員給与規則」という。）第22条の4第6項第3号に規定する職員となった日（以下「採用の日等」という。）以後の期間の区分及び採用の日等の属する年度の区分に応じた附則別表に定める期間及び額（職員の給与に関する規則第20条の2第2号に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて

得た額とし、第2条改正後の職員給与規則第20条の2第3号に規定する育児任期付短時間勤務職員にあつてはその額と同条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学をいう。)卒業の日からそれぞれ採用の日等までの期間が4年を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日等からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、この項の規定による初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 6 前項に規定する附則別表の期間の区分欄に掲げる期間には、休職の期間(職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)第41条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。)又は職員の給与に関する規則第12条第5項に規定する派遣職員の派遣の期間は算入しない。
- 7 附則第5項後段に規定する職員のうち、同項後段の規定の適用により同項の規定による初任給調整手当の月額が附則別表に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する同項の規定による初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。
- 8 附則第5項の規定による初任給調整手当を支給されている職員が異動した場合には、異動後の職が第2条改正後の職員給与規則第22条の4第3項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から附則第5項の規定による初任給調整手当は支給しない。
- 9 附則第5項から前項までの場合において、第2条改正後の職員給与規則第22条の4第6項中「の職員」とあるのは「の職員及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年兵庫県条例第22号)附則第6項に規定する職員」と、同条第7項中「期間」とあるのは「期間(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第7号。以下「令和元年改正規則」という。)附則第5項の規定による初任給調整手当が支給されていた期間を含む。)」と、同条第11項中「支給されていた期間」とあるのは「支給されていた期間(令和元年改正規則附則第5項の規定による初任給調整手当が支給されていた期間を含む。)」と読み替えるものとし、同条第13項の規定は適用しない。
- 10 附則第5項の規定による初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給するものとする。
(駐車場に係る通勤手当の届出の特例)
- 11 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日において通勤手当の支給を受けている職員で駐車場を利用し、その料金を負担している者は、その通勤の実情を同日の翌日以後速やかに第2条改正後の職員給与規則第24条第1項及び第2項又は第4条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則第23条第1項及び第2項の規定の例により届け出なければならない。

附則別表(附則第5項関係)

年度区分 期間の区分	平成31年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
(1) 採用の日から1年間	35,000														
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,000	32,000													
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	29,000	29,000	29,000												
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,000	26,000	26,000	26,000											
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000										
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000									
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000								
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000							
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000						
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000					
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000				
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000			
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

備考 期間の区分欄に掲げる期間は、令和元年改正条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に限る。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会告示第4号

職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程

(職員の給与に関する実施規程の一部改正)

第1条 職員の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第22条の4第3項及び第6項」を「第22条の4第4項及び第8項」に改め、同条第2項中「第22条の4第3項」を「第22条の4第4項」に改める。

第16条第2項中「場合において」を「場合は」に改め、同条第3項中「通勤経路」を「通勤の経路」に改め、同条第4項中「運賃等」を「運賃又は料金(以下「運賃等」という。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 駐車場(条例第17条第2項第3号イに規定する駐車場をいう。以下同じ。)を利用してその料金(以下「駐車料金」という。)を負担している職員が在勤庁を異にして異動した場合(当該駐車場に変更がない場合に限る。)には、異動前の所属長は当該職員から既に提出された当該駐車場に係る証明書類を異動後の所属長に送付しなければならない。

第18条第1項中「第28条第1号」を「第28条、第28条の4及び第30条の2」に、「平均の」を「平均」に改める。

第19条中「第28条の3第1号」を「第28条の3」に改める。

第19条の2中「第29条の2」を「第29条の2の3」に改める。

第19条の4中「第19条の3」を「前条」に改める。

第20条第1項中「異動後」を「当該異動後」に、「職員である」を「職員たる要件(同条第2項第3号イに係るものを除く。以下この項において同じ。)を具備する」に改め、同条第2項中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法(駐車場の利用を含む。)」に改め、「1箇月当たりの運賃等相当額」の右に「、駐車場に係る通勤手当にあつては同項第3号イ(ア)に規定する1箇月あたりの駐車料金2分の1相当額」を、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」の右に「、橋等に係る通勤手当にあつては規則第30条の2第7項に規定する1箇月当たりの特定運賃相当額」を加え、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 駐車場に係る通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合(規則第28条の4第1号に掲げる場合に限る。)において、契約期間(同号に規定する契約期間をいう。)中に当該駐車料金の額が改定されたときは、当該契約期間に対応する支給単位期間が満了する日の翌日を、当該改定に係る規則第30条第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

第20条の2第2項中「第30条の2第4項第1号」を「第30条の2第5項第1号」に改め、同条第4項中「第30条の2第9項」を「第30条の2第12項」に、「手続き」を「手続」に改める。

第20条の2の4第1項中「通勤経路」を「通勤の経路」に改める。

第20条の2の5中「職員としての」を「職員たる」に改める。

別紙様式第8を次のように改める。

別紙様式第8 (第16条関係)

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名	職 名		職員コード・氏名	印					
届出事由	<input type="checkbox"/> 新規採用	<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。	在勤庁の所在地		職員の住居地						
	<input type="checkbox"/> 住居の変更		<input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更	届出事由の発生年月日 年 月 日							
通勤方法等	順序	区 間 (経由)	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 km 総所要時間 時間 分			
	1	住居から()まで	km	時間 分		円	円				
	2	から()まで	.	.							
	3	から()まで	.	.							
	4	から()まで	.	.							
	5	から()まで	.	.							
合 計			.	.							
駐車場	駅等の名称	駐車場の所在地		駐車料金の種類	左欄の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考				
	1										
2											
【条例第17条第3項の適用を受ける職員(新幹線鉄道等利用者)】											
<input type="checkbox"/> 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員(※欄記入のこと)											
<input type="checkbox"/> 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員											
※ 現所属への異動発令年月日 年 月 日				※ 異動等前の住居への入居年月日 年 月 日							
※ 異動等の直前の住居 年 月 日				※ 現住居への入居年月日 年 月 日							
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等											
通勤方法等	順序	区 間 (経由)	距 離	所要時間	備 考		左欄の他に利用する経路 交通機関等の名称及び利用区間等 総通勤距離 km 総所要時間 時間 分				
	1	住居から()まで	km	時間 分							
	2	から()まで	.	.							
	3	から()まで	.	.							
	4	から()まで	.	.							
	5	から()まで	.	.							
合 計			.	.			年 月 日受理				
普通交通機関等利用者	順序	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額(1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額(1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計が55,000円以下の場合)	備 考	
	1	改正等				円()	年月日	月(日)	円		
							年月日	月(日)	円		
	2	改正等				円()	年月日	月(日)	円		
							年月日	月(日)	円		
	3	改正等				円()	年月日	月(日)	円		
							年月日	月(日)	円		
	4	改正等				円()	年月日	月(日)	円		
							年月日	月(日)	円		
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円()	年月日改正	円	年月日改正	円
	自動車等の額(条例第17条第2項第2号の額)(自動車等の使用距離 km)					円	年月日	月	円	年月日改正	円
	普通交通機関等との併用者規則第28条の3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号					1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額	円()	年月日改正	円	年月日改正	円

支給額（1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円を超える場合）	55,000円超	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2))$	円	年 月 日	月 (日)	支給・改正 年 月 日	確認権者の決定 (改定) 欄 職名 氏名	印		
	63,000円以下の場合	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2))$	円	年 月 日	月 (日)				・	印
	改正	$(55,000 + (55,000円を超える部分 \times 1/2))$	円	年 月 日	月 (日)				・	印
	63,000円超の場合	$59,000円 \times [箇月] =$	円	年 月 日	月 (日)	・	印	印		

駐車場利用者	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額 ・上限額 自動車:3,000円、バイク:1,500円、自転車:1,000円 ・2以上の駐車場を利用する場合の1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額の上限額は6,000円	駐車料金の額	1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額 (1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額	
		1	円	円 ()	年 月 日	月	円
		改正	円	円 ()	年 月 日	月	円
	2	円	円 ()	年 月 日	月	円	
	改正	円	円 ()	年 月 日	月	円	
1箇月当たりの駐車料金2分の1相当額の合計額			円 ()	年 月 日改正		円	

新幹線鉄道等利用者	算出の基礎となる新幹線鉄道等の名称	利用区間	乗車券等の種類	特別料金等の額の算定基礎	左の1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額 (特別運賃相当額)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額	備考					
										1	円 ()	年 月 日	月 (日)	円
										改正	円 ()	年 月 日	月 (日)	円
	2	円 ()	年 月 日	月 (日)	円									
	改正	円 ()	年 月 日	月 (日)	円									
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額					円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円					
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が30,000円を超えるとき			$30,000円 \times [箇月] =$	円	年 月 日	月 (日)	円							

橋等利用者の特定運賃の額	改正	円 ()	年 月 日	月 (日)	円
		円 ()	年 月 日	月 (日)	円
		円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

返納事由 規則第30条の2第1項	返納事由 発生年月日	返納対象普通交通機関等 (新幹線鉄道等、橋等)	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額、規則第30条の2第5項の額)の算出基礎	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額、規則第30条の2第5項の額)	備 考			
						1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	円
						2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	円
3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号	円						
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えていた場合 (1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計が30,000円を超えていた場合) 規則第30条の2第3項第7項 (第5項第3号第4号) の期間と入事委員会が定める額			月 日 (算出基礎)	円				
			月 日 (算出基礎)	円				

条例第17条第1項 該当理由	<input type="checkbox"/> 通勤距離2km以上 <input type="checkbox"/> 通勤距離2km未満 <input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 身体障害	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等利用 <input type="checkbox"/> 規則第28条の2 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 駐車場利用 <input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等利用 <input type="checkbox"/> 橋等利用	備 考		取扱者認印	

通勤経路の略図 (通常の通勤経路は朱線とすること。) 	記入上の注意 1 職員は、太線の枠内のみ記入すること。 2 該当する事項の□に✓印を付すること。 3 「通勤方法等」欄には、通常の通勤経路による方法等を記入し、例外的な方法等は、記入しないこと。 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、○線、○新幹線等の別を記入すること。 5 「乗車券等の種類」欄には、6箇月定期、10枚回数券、優待乗車券等の別を記入し、「左の乗車券等の額」欄には「乗車券等の種類」欄に記入した乗車券等の額を記入すること。 6 「駅等の名称」欄には、乗継ぎを行う駅、停留所等の名称を記入すること。 7 「駐車料金の種類」欄には、1箇月、3箇月、6箇月、10枚回数券等の別を記入し、「左欄の駐車料金の額」欄には、「駐車料金の種類」欄に記入した、契約期間又は利用回数に対応する駐車料金を記入すること。 8 「通勤経路の略図」欄には、住居から通勤先への通勤に利用できる経路の略図を書き、「通勤方法等」欄に記入した経路を朱線とし、交通機関等の名称を記入すること。また、住居付近の図は、詳細に記入すること。
------------------------------------	---

(公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程(昭和35年兵庫県人事委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「場合においては」を「場合は」に改め、同条第3項中「通勤経路」を「通勤の経路」に改め、同条第4項中「運賃等」を「運賃又は料金(以下「運賃等」という。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

5 駐車場(条例第19条第2項第3号イに規定する駐車場をいう。以下同じ。)を利用してその料金(以下「駐車料金」という。)を負担している職員が在勤庁を異にして異動した場合(当該駐車場に変更がない場合に限る。)には、異動前の所属長は当該職員から既に提出された当該駐車場に係る証明書類を異動後の所属長に送付しなければならない。

第18条第1項中「第27条第1号」を「第27条、第27条の4及び第29条の2」に改める。

第19条中「第27条の3第1号」を「第27条の3」に改める。

第19条の2中「第28条の2」を「第28条の2の3」に改める。

第19条の4中「第19条の3」を「前条」に改める。

第20条第1項中「異動後」を「当該異動後」に、「職員である」を「職員たる要件(同条第2項第3号イに係るものを除く。以下この項において同じ。)を具備する」に改め、同条第2項中「通勤経路若しくは通勤方法」を「通勤の経路若しくは方法(駐車場の利用を含む。)」に改め、「1箇月当たりの運賃等相当額」の右に「、駐車場に係る通勤手当にあっては同項第3号イ(ア)に規定する1箇月あたりの駐車料金2分の1相当額」を、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」の右に「、橋等に係る通勤手当にあっては規則第29条の2第7項に規定する1箇月当たりの特定運賃相当額」を加え、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 駐車場に係る通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合(規則第27条の4第1号に掲げる場合に限る。)において、契約期間(同号に規定する契約期間をいう。)中に当該駐車料金の額が改定されたときは、当該契約期間に対応する支給単位期間が満了する日の翌日を、当該改定に係る規則第29条第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

第20条の2第2項中「第29条の2第4項第1号」を「第29条の2第5項第1号」に改め、同条第4項中「第29条の2第9項」を「第29条の2第12項」に、「手続き」を「手続」に改める。

第20条の2の4第1項中「通勤経路」を「通勤の経路」に改める。

第20条の2の5中「職員としての」を「職員たる」に改める。

別紙様式第7を次のように改める。

別紙様式第7 (第16条関係)

通 勤 届

次のとおり通勤の実情を届け出ます。

年 月 日 提出

様		所属所名			職員コード・氏名				印		
届出事由	<input type="checkbox"/> 新規採用 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 在勤庁の異動 <input type="checkbox"/> 通勤の経路及び方法の変更	<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 届出事由の発生年月日 年 月 日	在勤庁の所在地								
			職員の住居地								
通勤方法等	順路	通勤方法の別	区間 (經由)	距離	所要時間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たり運賃等相当額	左欄の他に利用する経路	交通機関等の名称及び利用区間等	km
	1	<input type="checkbox"/>	住居から () まで	. km	時間 . 分		円	円			
	2	<input type="checkbox"/>	から () まで						
	3	<input type="checkbox"/>	から () まで						
	4	<input type="checkbox"/>	から () まで						
	5	<input type="checkbox"/>	から () まで						
合 計						総所要時間	時間 . 分		
駐車場	駅等の名称		駐車場の所在地		駐車料金の種類	左欄の駐車料金の額	左の1箇月当たり駐車料金相当額	備 考			
	1	<input type="checkbox"/>									
	2	<input type="checkbox"/>									
【条例第19条第3項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）】 <input type="checkbox"/> 異動に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員（※欄記入のこと） <input type="checkbox"/> 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員 ※ 現所属への異動発令年月日 年 月 日 ※ 異動等前の住居への入居年月日 年 月 日 ※ 異動等の直前の住居 年 月 日 ※ 現住居への入居年月日 年 月 日											
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等											
通勤方法等	順路	通勤方法の別	区間 (經由)	距離	所要時間	備 考		左欄の他に利用する経路	交通機関等の名称及び利用区間等	km	
	1		住居から () まで	. km	時間 . 分						
	2		から () まで						
	3		から () まで						
	4		から () まで						
	5		から () まで						
合 計					年 月 日受理			
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等											
平均1箇月当たりの通所所要回数 回											
普通交通機関等利用者	順路	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	乗車券等の種類	左の乗車券等の額	左の1箇月当たりの運賃等相当額 (1円未満の端数)	支給単位期間の開始年月日	支給単位期間	支給額 (1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額が55,000円以下の場合)	備 考	
	1					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	2					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	3					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	4					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	改正等					円 ()	年 月 日	月 (日)	円		
	1箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円 ()	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円

(職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程（平成7年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(特別休暇の特例)

8 規則附則第17項の「一の年」とは、1暦年をいい、同項の「5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

9 任命権者（第12条に規定する県費負担教職員にあっては、市町教育委員会（組合教育委員会を含む。））は、規則附則第17項の休暇を承認するに当たっては、任命権者（同条に規定する県費負担教職員にあっては、県教育委員会）が定める様式の参加計画書の提出を求めるものとする。

(会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程（令和元年兵庫県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第22条の4第3項」を「第22条の4第4項及び第5項」に改め、同条第2項中「第1号会計年度任用職員は」の右に「、次項の規定により職員給与規則第22条の4第13項の規定の例によることとされる第1号会計年度任用職員のほか」を加え、同項第1号中「に同項各号」を「(同項第1号若しくは第2号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）」にこれらの号」に改め、「同条第2項に規定する職」の右に「(同条第1項第1号若しくは第2号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、「同項に」を「同条第2項に」に改め、同項第2号中「第22条の4第3項」を「第22条の4第4項」に改め、同項に次の1項を加える。

(3) 新たに規則第8条第1項に規定する職（同項第3号に掲げるものに限る。）を占めることとなった第1号会計年度任用職員及び新たに同条第2項に規定する職（同条第1項第3号に掲げるものに限る。）を占めることとなった第1号会計年度任用職員で獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有するもの

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 規則第8条第1項に規定する職（同項第1号若しくは第2号に掲げるものに限る。）若しくは同項に規定する職（同項第3号に掲げるものに限る。）又は第1項に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している第1号会計年度任用職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当に相当する加算報酬が支給されることとなる第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する加算報酬については、職員給与規則第22条の4第13項の規定の例による。

附則に次の1項を加える。

3 任命権者（第31条に規定する県費負担教職員にあっては、市町教育委員会（組合教育委員会を含む。））は、規則附則第5項の休暇を承認するに当たっては、任命権者（同条に規定する県費負担教職員にあっては、県教育委員会）が定める様式の参加計画書の提出を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(通勤届の様式に関する経過措置)

2 通勤届は、駐車場（職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第17条第2項第3号イ又は公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第19条第2項第3号イに規定する駐車場をいう。）を使用してその料金を負担している職員を除き、当分の間、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する実施規程別紙様式第8及び第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する実施規程別紙様式第7の規定にかかわらず、従前の様式によることができる。